

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

高齢者施策の実施状況について

(2) 監査対象

「群馬県高齢者保健福祉計画」（平成 30 年 3 月）及び「ぐんま元気・活躍高齢者プラン」（平成 30 年 3 月）に掲げる事業並びにその他高齢者施策関係事業を対象とする。

(3) 監査の対象期間

原則として令和元年度（必要に応じて過年度を含む。）

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

我が国は、急速な高齢化が進んでいるといわれて久しい。

政府が公表している「令和 2 年版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は、令和元（2019）年 10 月 1 日現在、1 億 2,617 万人であり、そのうち 65 歳以上人口は、3,589 万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は 28.4%となっている。65 歳以上人口は、昭和 25（1950）年には総人口の 5%に満たなかったが、昭和 45（1970）年に 7%を超え、さらに平成 6（1994）年には 14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け令和元（2019）年の 28.4%に達している。

また、今後も高齢化率は上昇を続け、令和 18（2036）年に 33.3%、令和 47（2065）年には 38.4%に達し、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。

一方、現役世代（15～64 歳の者）との対比においても、昭和 25（1950）年には 1 人の 65 歳以上の者に対して 12.1 人の現役世代がいたのに対して、平成 27（2015）年には 65 歳以上の者 1 人に対して現役世代 2.3 人となっており、今後高齢化率が上昇し現役世代の割合は低下し、令和 47（2065）年には 65 歳以上の者 1 人に対して 1.3 人の現役世代という比率になるとしている。

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成 7 年法律第 129 号）に基づいている。

高齢化が進む中、同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方自治体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する義務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

同法に基づき、国は「高齢社会対策大綱」作成し、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針としている。

こうした中で群馬県では、平成 30 年 3 月に「群馬県高齢者保健福祉計画（第 7 期）」を策定し、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を基本目標として、以

降の3年間（平成30年度から令和2年度）で支援を必要とする高齢者を主体として高齢者に関わる幅広い施策を総合的に推進している。

また同じく平成30年3月に「第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン」を策定し、活躍が期待される元気高齢者を主体として生涯学習支援、社会貢献支援、就業支援など県として取り組むべき施策をまとめている。

そして、これら2つの計画を車の両輪として群馬県の高齢者施策を推進している。

そこで、本監査においては、人生100年時代を迎え、限りある予算の中で、需要が増大し続ける高齢者福祉にいかに対応するか、その施策を検証することは有意義であると判断し、「高齢者施策の実施状況」を監査テーマとした。

監査では、健康寿命の延伸を図り、介護給付費等の抑制につながるような施策の拡充はどうか、また、人口構造の変化に対応し、群馬県の活力を維持・向上させていくためには、高齢者が「支えられる側」ではなく、「支える側」として活躍できるよう支援していくことが必要だが、元気な高齢者がその経験や潜在力を発揮して地域の支え手として活躍するための施策の拡充はどうか等を検証する。

4. 主な監査手続

- (1) 高齢者施策所管部署からの概況聴取
- (2) 関係部署からの概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和2年9月7日から令和3年3月19日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 信二

- (2) 補助者

公認会計士 岡林 恒文

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 兒島 宏和

公認会計士 中村 健一

公認会計士 南雲 拓也

弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。